

健障推第 1071号
令和3年9月10日

各区自立支援協議会事務局
市内指定特定相談支援事業所 御中

健康福祉局障害施策推進課長

令和3年度神奈川県主任相談支援専門員養成研修の 受講申込について（周知）

日頃より横浜市の福祉行政にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

「神奈川県主任相談支援専門員養成研修」の募集について、ご連絡いたします。

本研修の主催者である神奈川県から、受講申込にあたり市町村が推薦するよう連絡を受けています。つきましては、本市では本研修受講の機会の中立・公平性を担保することを目的に、主任相談支援専門員の役割を以下のとおり定義し、選考基準に基づき本市で選考を行った上で、主催者である神奈川県あてに推薦を行い、選考結果を通知します。

受講を希望される方は、研修の詳細及び受講対象者、主任相談支援専門員の役割について必ずご確認・了承の上でお申し込みください。

主任相談支援専門員としての役割及び人材育成の観点から、研修修了者には翌年度以降の相談支援従事者研修の企画運営、講師、演習インストラクター等として携わることを誓約していただきます。また、各区自立支援協議会の事務局に対し、修了者名を共有させていただくことも併せてご承知おきください。

なお、本研修については対面開催以外の実施が困難であるため、新型コロナウイルス感染症への対応により、開催初日の2週間前を目途に中止または開催の判断を行います。（代替措置は設けられません。）その際は、神奈川県より受講者あてに別途連絡があります。

<実施要領> ※神奈川県主催

<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/FileDir/CT128N262.pdf>

<実施主体>

神奈川県（特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークに委託して実施します。）

<日程>

令和3年10月19日（火）～21日（木）及び11月9日（火）～10日（水）

<開催方法>

全日程とも新型コロナウイルス感染症の対策を講じた上で対面開催とする。

<定員>

40人（原則、各市町村1名の予定）

※神奈川県全体の定員であり、横浜市の枠の人数については未定です。

※選考基準に基づき選考した上で、主催者である神奈川県に推薦を行った後、選考結果（受講の可否）を通知します。（10月上旬頃を予定しています。）

<受講の申込>

横浜市については、以下の URL もしくは 二次元バーコード にて申込を受け付けます。受付フォームに進んでいただき、**令和3年9月16日（木）までに**、申請してください。また、相談支援従事者初任者研修及び相談支援従事者現任研修の全ての修了証書の写しが必要となりますので、修了証書の写しをPDFなどのデータで添付いただき、ご提出ください。

横浜市が、受付フォームの内容を「令和3年度神奈川県主任相談支援専門員養成研修受講申込書」に転記した上で、神奈川県あてに申込み・推薦いたしますので予めご承知おきください。

【URL】

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1629692318599>

【二次元バーコード】



<受講対象者>

次の（1）から（3）までの要件を満たす者、かつ（4）から（6）までのいずれかの要件を満たすもの

- （1） 相談支援従事者現任研修（1回目）の修了後、相談支援専門員として地域相談支援事業所等（指定地域相談支援事業所、指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所をいう。）又は地域生活支援事業実施要綱に規定する障害者相談支援事業若しくは基幹相談支援センターにおいて従事した期間が、通算して3年（36か月）以上である者
- （2） 研修実施機関からの事前課題の提出の求めに応じ、利用者の自立支援に資する相談支援が実践できていると認められる者

- (3) 翌年度以降の本県、横浜市及び川崎市における相談支援従事者研修において、研修の企画に携わること又は講義若しくは演習に講師として携わること。
- (4) 県内における市町村（政令市を含む。）の基幹相談支援センターにおいて現に相談支援に関する指導的役割を担っている者
- (5) 市町村の委託する相談支援事業所において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者
- (6) 所属する相談支援事業所における人材育成の中核に位置づく者及び他の従事者が配置されていない等、事業所での人材育成の取組が困難な場合に、当該事業所の相談支援専門員を後方支援することができると認められる者※

※厚労省障害福祉課長通知（令和3年3月31日障障発0331第7）「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」

<主任相談支援専門員の役割>

以下について必ず確認の上、お申し込みください。

【横浜市における主任相談支援専門員の役割】

本市における主任相談支援専門員の役割を、以下に掲げるいずれかの要件を満たす者に定義します。

- ・基幹相談支援センター、生活支援センター、区福祉保健センターの3機関（参考：第4期横浜市障害者プラン P44、P62）として、相談支援体制の強化ならびに地域生活支援拠点の中核的役割を担うことができる者
- ・市域の研修において、企画運営・講師・演習インストラクターを担い、相談支援専門員の人材育成ができる者
- ・各区自立支援協議会の活性化のため、事務局もしくは部会長として参画し、地域づくりを推進できる者

【主任相談支援専門員配置加算】※本市業務ガイドライン P112 より

（算定要件）

- ア 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者（当該主任相談支援専門員が属する事業所及びそれ以外の事業所を含む）に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合※²に算定できる。
- イ 研修を修了し従業者を配置している旨を市町村へ届け出ること
- ウ 体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表すること

※2「資質の向上のための研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。

- (ア) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- (イ) 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
- (ウ) 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が指導、助言の実施
- (エ) 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加

【担当】

健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係

根岸・柳

電話 671-4133 F A X 671-3566

メール：kf-kensyu@city.yokohama.jp